

## いろは親水公園整備・管理運営事業に関する質問の回答

No.	質問対象	質問内容	回答
1	公募設置等指針 P4(1(6)③) 基本協定書	「認定計画提出者は、…「基本協定」を締結します」とあり、「認定計画提出者」とは、本公募に参加する法人のグループと思料しますが、その場合、基本協定は、法人グループの全構成企業が(共同企業体などの組織を組成して)連名で締結する必要がありますのでしょうか。	グループ組成の方法にもよりますが、基本的にはお見込みの通りです。いずれにしても、本事業の履行に関し、グループの代表企業が連帯して責任を負う形となるよう、基本協定やその他契約等の締結方法を甲乙協議により決定したいと考えています。
2	公募設置等指針 P6(2(1)①イ	「建築面積…最大200㎡」とありますが、複数棟を提案する場合は、合計で200㎡以下と考えて良いでしょうか。	お見込みの通りです。
3	公募設置等指針 P11(2(4))	任意提案施設を左岸ゾーンに設置する提案は可能でしょうか。	可能です。ただし、左岸ゾーンの大部分が「河川区域内であること」及び「地域団体による活動を実施しているエリアであること」に留意してください。
4	公募設置等指針 P11(2(4))	任意提案施設を提案した場合、任意提案施設にも使用料が生じるのでしょうか。	P11(4)で示す任意提案施設は、特定公園施設であり、整備後は市に譲渡していただくことを前提としているため、原則使用料は発生しません。
5	公募設置等指針 P11(2(4))	前質問に関連して、任意提案施設にも使用料が必要な場合、その使用料単価は公募対象公園施設の使用料と同額と考えればよいでしょうか。	No.4のとおりです。
6	公募設置等指針 P11(2(4))	前2問に関連して、任意提案施設を提案した場合の公募対象公園施設の使用料の減額について、ここでいう「公募対象公園施設の使用料」には、任意提案施設に係る使用料を含むと考えて良いでしょうか。	No.4のとおりです。
7	公募設置等指針 P13(2(5)②)	「市の負担する額は、…市が工事発注する際の標準単価…」とありますが、本事業は企業グループで応募するものでもあり、工事期間中の事業マネジメントに係る費用や、供用開始準備に関する費用も発生します。これら工事期間中に見込む費用は「市による特定公園施設の建要す費用負担」に含めて考えて問題ないでしょうか。	質問内容中「事業マネジメントに係る費用」が意味する内容が定かではありませんが、設計や工事監理等に要する費用については、市による特定公園施設の建設に要する費用に含めて差し支えありません。
8	公募設置等指針 P15(2(7)③)	市から支払う指定管理料には特定公園施設に関する電気代・上下水道代を含むと理解すればよいでしょうか。	お見込みの通りです。
9	公募設置等指針 P16(2(8))	「公募設置等計画の認定の有効期間は、…認定日から20年間」とありますが、具体的には、令和3年6月に予定される「認定日」から20年後の認定日前日という理解でよいでしょうか。	お見込みの通りです。
10	公園管理運営業務仕様書 P3(第2章1(1)②)	ウォーターパークの利用時間が事業者提案とされていますが、提案によって、必要な費用に大きな差が生じてしまいます。最低限の利用可能期間(5月から10月など)はお示し願います。	ゴールデンウィーク、夏休み及びシルバーウィークを含む水遊びに適した期間を提案してください。
11	公園管理運営業務仕様書 P5(第2章2(2)イ	公園利用に関する受付(行為許可等の申請・許可)は、認定計画提出者の構成団体に属する職員等が対応できるという理解でよいでしょうか。	お見込みの通りです。
12	公園管理運営業務仕様書 P6(第2章2(3)③)	「芝生」に関する維持管理の仕様が記載されていますが、どの部分の芝生を想定されたのでしょうか。芝生公園の整備を提案した場合に義務とされる仕様という理解でよいでしょうか。	現時点で想定する場所はありません。提案した場合の維持管理は記載の仕様でお願いします。

13	公園管理運営業務仕様書 P8(第2章2(8)イ③)	「プレーパーク事業を実施する際は、監督者として指定管理者の職員1名以上を配置すること」ありますが、指定管理者が共同企業体の組織の場合、共同企業体を構成する団体に属する職員等が対応できるという理解でよいでしょうか。	お見込みの通りです。
14	公園管理運営業務仕様書 P8(第2章2(9)ア①)	旧村山快哉堂に関して「利用時間内において…常時1名以上配置すること」とありますが、ボランティア団体による運営時間においても常時1名配置する必要がありますでしょうか。	ボランティア団体の人員とは別に、1名を配置してください。
15	公園管理運営業務仕様書 P9(第2章2(9)ウ②)	前質問に関係しますが、「ボランティア団体の活動が行われない曜日・時間について、同様のサービスの補完を行うこと」とありますが、公園管理運営業務仕様書P9に示される「開館日」及び「開館時間」においては、ボランティア団体が旧村山快哉堂の運営管理を行い、指定管理者が旧村山快哉堂の運営管理を行う必要はないという理解でよいでしょうか。	公園の施設管理を行う職員1名を配置してください。
16	基本協定書 全般	乙が本事業を一括して行い、実施に際しては各業務を「委託先」に委託する建付けとなっていますが、「乙」=「認定計画提出者」と考えた場合、「乙」は共同事業体など何らかの組織体を組成する必要がありますでしょうか。	提案に際してJV等を組むことは必須ではありません。
17	基本協定書 第4条	「乙の委託先」として「公園の指定管理業務」が規定されていますが、これは、公園の指定管理業務の内の個々の業務の委託先を想定された条項でしょうか。	お見込みの通りです。
18	基本協定書 第4章	第12条において「乙は、工事着手前までに…保険証書の写しを甲に提出…」とあり、これは建設工事に関する保険であると思料しますが、指定管理業務に関する保険について、同様の条項はないのでしょうか。	指定管理業務に関する保険についての条項はありませんが、リスク分担に基づく損害賠償等に対応できるよう、必要な保険に加入してください。
19	基本協定書 第4章	前質問に関係しますが、保険に関する仕様がお示しされていませんが、提案金額に影響する事項であり、かつ、事業の安定性の観点からも重要と考えるので、最低限必要な保険は、仕様としてお示しいただけますでしょうか。	お示したリスク分担に対応出来るよう合理的な範囲の保険に加入してください。
20	基本協定書 第55条	いわゆる乙の帰責による協定解除時であっても違約金等が設定されていないため、例えば、乙の債務不履行によっていつでも契約が解除できるように見受けられるのですが、その理解で間違っていないでしょうか。	基本協定書第18条に基づく損害賠償を請求する場合はございますが、違約金に関して特段の定めはございません。
21	様式集 様式13～様式18	枚数制限はないという理解でよいでしょうか。	制限はございません。
22	公募設置等指針 P.6	「中洲ゾーンにおいて、飲食機能を有する利便施設を設置すること」とありますが、提供品目についての基準はありますか。(例:スイーツ、ドリンクのみの喫茶だけでも良い)	特にありません。事業者の提案事項とします。
23	公募設置等指針 P.8	いろは親水公園周辺で水害被害が発生したことがありますか。	P7の2. ①セを参照してください。 なお、市内の浸水被害の情報は都市計画課の窓口にて閲覧可能です。
24	要求水準書P.5	「水を活用する遊具(ウォーター遊具)」の整備とありますが、市で想定している遊具はありますか。	当該質問については、本案件の特徴である、民間事業者の提案に係る部分であることから、市からの具体的な例示は控えさせていただきます。ぜひ、事業効果を高めることができる、実現可能な提案をお願いいたします。

25	要求水準書P.5	「水を活用する遊具(ウォーター遊具)」の設置に関しては協議とありますが、現段階で設置不可なものがありますか。	掘削する場合は河川法の制限がかかるため事前に協議を行うこととしております。
26	要求水準書P.5	ウォーターパークの設置が義務づけられていますが、どのような水質基準で運用するなどの基準は想定されていますか。	提案するウォーターパークの形態に応じて必要な水質を確保してください。
27	要求水準書P.7	「現在、実施しているボランティア団体による活動」とありますが、現在活動している団体数や活動内容を教えてください。 (団体数、活動内容、回数や参加者数など)	活動団体は1団体です。活動内容は村山快哉堂の開閉業務、清掃業務、文化財や生涯学習に関する事業の企画、運営、開催業務、見学者への説明やパンフレットの配布等を行っています。活動は週4回、2人ずつ配置されています。
28	仕様書P.5	「④公園利用に関する受付(行為許可の申請・許可)を実施すること」と記載がありますが、予約システムなどの導入は想定されていますか。	管理運営方法を検討する中で提案してください。
29	仕様書P.5	現在、いろは親水公園で行われている植栽管理(草刈り、植栽剪定、芝管理などの回数や範囲等)の詳細をご教授ください。	公募対象範囲内の草刈りについては、約22,850㎡、年8回程度行っています。植栽については、定期的な剪定は行っておらず、必要に応じて適宜行っています。
30	仕様書P.8	「子育て団体等と協議の上決定するもの」と記載がありますが、「子育て団体」は市からの指定団体ではなく、提案者が対応の団体と協議という認識でよろしいですか。	特定の団体ではなく、希望する団体全てと連携して運営していただく事を想定しています。
31	仕様書P.10	すでに実施されている「志木さくらフェスタ」、和船回遊事業「いろはの渡し」、「フリックウォーキング・ポールウォーキング全国大会」は今回選定された事業者の自主事業になりますか。自主事業に含まれる場合、運営費の補填はありますか。	例示していただいた事業については、市内のボランティア団体等により運営されている事業であり、自主事業としてではなく各団体の事業実施の協力をお願いいたします。
32	仕様書P.11	利用申込について優先団体や事業者の自主事業としての利用に予約の優先順位はありますか。	市主催の事業等については優先予約をお願いいたします。
33	公募設置等指針P6 2(1)①カ	『設置許可を受ける範囲外における埋設管路等については、建設後に市への譲渡が可能な場合があります。譲渡を希望する場合は協議してください。』について、この協議を実施できるのは、どの段階になるのでしょうか。	計画認定後、設計段階で協議をお受けいたします。
34	公募設置等指針P6 2(1)①ク	地質調査データの提供は、希望すればすぐにご提供いただけますか。	提供可能です。
35	公募設置等指針P7 2(1)①ケ	『土地の形質の変更や樹木の伐採を行う場合は、埼玉県や市との協議を行い内容・手法等を決定します。』について、協議の結果提案した計画の変更を求められた場合のリスク負担は認定計画提出者にあるのでしょうか。また伐採ではなく伐根についても同様と解釈してよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	公募設置等指針P7 2(1)①シ	『設置許可を受けた範囲外で工事期間中に占有が必要な場合又は工事着手前に調査測量等で占有が必要な場合は、事前に占有許可を受け、許可時に占有料を支払っていただきます。』について、設置許可を受けた範囲外とは具体的にどの部分を示しますか。特定公園施設の範囲外でしょうか、それとも特定公園施設の範囲のうち公募対象公園施設の範囲外でしょうか。もし後者の場合は、施設建設に要する作業ヤードは全て占有許可を受ける対象となります。	設置許可を受けた範囲外とは、特定公園施設の範囲外となります。

37	公募設置等指針P7 2(1)①ス	公園内への自動販売機は原則不可としますが、公募対象施設の許可範囲内においては設置できるものとする」とありますが、屋外に設置することも可能と考えて宜しいですか。稼働時間に制限はありますか。	お見込みの通りです。 稼働時間の制限はありません。
38	公募設置等指針P7 2(1)②オ	『公園利用者の利便性を考慮し、年末年始等を除き、原則通年営業としてください。』について、前段にあるイ 持続的に運営可能な事業計画を立案実施する為に、営業日の設定条件について緩和をご検討ください。また年末年始等とは年末年始以外に具体的にいつを示すのかお示しください。	原則通年営業としますが、持続的に運営可能な事業計画となるよう、営業日の設定について提案してください。 但し、常設施設とすることを鑑みて、特定の季節のみの営業は認めません。
39	公募設置等指針P7 2(1)②オ	『営業時間は原則として、午前7時30分～午後10時までの時間帯内で設定し、それ以外の時間帯で営業する場合は市と協議してください。』について、午前7時30分から午後10時までの範囲内で営業時間を任意決定してもよいと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
40	公募設置等指針P7 2(1)②カ	『イベント等で著しく周辺が混雑する場合など、都合により、一時的に営業時間の短縮を指示する場合があります。』について、この指示は、当日の状況で急遽判断するのではなく、事前に混雑を予想してあらかじめ志木市様からの協議があったうえで営業時間の短縮に対応すると理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
41	公募設置等指針P8 2(1)②ケ	『アルコール販売を行う場合、その内容等について、事前に市に提出することとします。』について、内容を事前に提出すればアルコール販売は可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
42	公募設置等指針P8 2(1)②ソ	『従業員及び関係者の駐車場は原則として公園区域外に別途確保して下さい。～中略～なお、駐車スペースを独占的に使用する場合に使用料が発生します。』と記載がありますが、独占的にとはどのような状況を示しますか。また、その際の使用料については公募対象施設の使用料単価(最低額520円/㎡・月)と同額という解釈でよろしいでしょうか。	独占的とは従業員及び関係者以外の者が駐車できない状況です。 使用料についてはお見込みの通りです。
43	公募設置等指針P8 2(1)②ソ	『駐車スペースを独占的に使用する場合に使用料が発生します。』について、持続的な運営をサポートする意味でも従業員及び関係者の駐車場については使用料の減免をご検討ください。	従業員等の駐車場については公募設置指針のとおりです。
44	公募設置等指針P8 2(1)②タ	『市が認める場合に限り公募対象公園施設を市に譲渡できる』とありますが市が認める場合とはどういう条件でしょうか。認める場合、将来的な解体費は市の負担となると解釈してよろしいでしょうか。	その時の状況により判断しますが、例えば、施設が健全で、許可期間満了後も継続して使用が可能な場合等が考えられます。 市に譲渡された場合の撤去は市で行います。
45	公募設置等指針P8 2(1)②チ	公募対象公園施設の運営については、市の補助事業ではなく独立採算での事業を求められております。このことから運営者の負担を軽減する為にも、月報・日報の月次報告、及び年次報告の提出義務の緩和をご検討ください。	運営者の過度な負担とならないよう、報告書の報告事項については別途協議とします。
46	公募設置等指針P8 2(1)②チ	『ただし、実施にあたっては事前に市と協議を行い、志木市公園条例に基づく使用料を負担していただきます。』について、にぎわいを創出する為にも使用料の減免等をご検討ください。	収益がある事業については、原則として使用料を負担していただきますが、事業内容により使用料の減免について協議いただくことは可能です。
47	公募設置等指針P8 2(1)②ツ	『オープンテラス等の屋外利用について、その場所を独占的に使用する場合に使用料が発生する』とありますが、独占的な使用の定義はどのような状況を指しますでしょうか。また、その際の使用料については公募対象施設の使用料単価(最低額520円/㎡・月)と同額という解釈でよろしいでしょうか。	独占的とは一般の公園利用者の利用を制限する場合等となります。 使用料についてはお見込みの通りです。

48	公募設置等指針 P11 2(4)	公募対象公園施設の設置許可面積は外構も含めるとありますが、運営者が占有するベンチやテーブル等を置く場所を含め、占有する範囲と解釈してよろしいですか。	お見込みの通りです。
49	公募設置等指針 P11 2(4)	公募対象公園施設の使用料は、市の指定する期日までに1年分を支払うとありますが、具体的にいつを指していますでしょうか。	5月末頃を想定しています。
50	公募設置等指針 P11 2(4)	任意提案施設を提案し市が整備に同意した場合、使用料を減免できるとの事ですが、必須である飲食機能を有する便益施設以外の任意提案施設を指しているのですか。	任意提案施設とは、公募対象公園施設と市が整備を求める特定公園施設以外の特定公園施設です。
51	公募設置等指針 P12 2(5)①	『市が整備を求める特定公園施設は、以下の通りとします。』について、ここに記載している項目及びP14の特定公園施設の整備イメージにある内容は必須整備項目なのでしょうか。	市が整備を求める特定公園施設はP12、13に記載のとおりであり、P14はあくまでイメージです。
52	公募設置等指針 P13 2(5)②	志木市が負担する費用の上限が示されています。この上限に対して価額提示をしたうえで価額審査項目にて評価されると解釈します。改めて内訳書による金額精査確認し協議するとありますが、査定により減額の可能性があるのでしょうか。	お見込みの通りです。
53	公募設置等指針 P14	特定公園のイメージがありますが、芝生広場やトイレの個数が増えている等、要求水準書にない表記がされています。あくまでもイメージであると解釈してよろしいですか。	お見込みの通りです。
54	公募設置等指針 P15 2(7)③	志木市が負担する指定管理料について記載がありますが、20年間の合計金額とした場合、公募対象施設の撤去期間も含めて20年間の金額と解釈してよろしいですか。	お見込みの通りです。
55	公募設置等指針 P17 3(1)③ イ	事業持続性があると認められる場合は除く。とありますが、どのような判断によるものなのでしょうか。	提出された書類により判断していくこととしますが、例えば直近決算では債務超過となっているが、その理由が明らかに一時的なものであり、事業の継続性があると市が判断した場合などです。
56	公募設置等指針 P18 3(1)③	応募者の資格について、管理・運営、設計・監理、建設等について、本件の参加条件資格を全て有する場合は、1社での単独応募も可能ですか。	全ての参加条件を有する場合、1社での応募も可能とします。
57	公募設置等指針 P20 4(1)	公募設置等計画等の受付の押印及びその他押印についても、代表者から、事業所長への委任状をもって、事業所長印で対応することも可能でしょうか。	本応募手続きの押印については、代表者から事業所長への委任状をもって事業所長印で対応することも可能です。但し、事業者決定後の手続きについては別途協議とします。
58	公募設置等指針P 29 リスク分担表	運営リスク:認定計画提出者に責がなく、市の指示による営業時間短縮や休業要請があった場合の指定管理料等の減額は無いと考えてよいですか。	お見込みの通りです。
59	公募設置等指針P 29 リスク分担表	急激な物価変動が生じた場合に建設費及び維持管理費について見直しをして頂けると考えてよろしいですか。	物価変動のリスクを市が負うのは、指定管理に係る部分のみとなります。
60	公募設置等指針P 29 リスク分担表	運営リスクにおける大規模イベント時とは、本事業対象地におけるイベントのみで一時的な営業時間の短縮等を命じられるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

61	公募設置等指針 P30(9)	『事業破綻時の措置について、別の事業者に事業を継承させることを可とする』とありますが、ここでいう事業破綻とは認定計画提出者(代表構成企業)を指すのでしょうか、それとも公募対象公園施設(飲食店)の運営事業者を指すのでしょうか。どちらの場合についても事業破綻時におけるペナルティ等はあるのでしょうか。	事業の破綻とはグループとして事業継続が不可能となった場合を指します。構成団体のうちいずれかの団体が破綻した場合でも、残る構成団体若しくは新たな団体を構成団体として加えることにより事業を継続することは可能です。なお事業破綻時におけるペナルティはNo.20を参照してください。
62	公募設置等指針 P30(9)	公募対象公園施設の運営事業については20年間の事業期間中継続することは義務でしょうか。	事業期間中は継続していただくことが前提です。
63	公募設置等指針 P30(9)	公募対象公園施設についてのみ事業採算が悪化し、事業を承継しない場合、ペナルティ等はあるのでしょうか。また公園の指定管理については引き続き請け負うことは出来るのでしょうか。	本事業は、本公園のにぎわいづくりに資するため、公募対象公園施設に飲食提供機能を有する便益施設を設置することを必須条件としています。このため、公園の指定管理業務のみを継続することは、現時点では想定しておりません。公募対象公園施設を運営する事業者が撤退した場合は、速やかに次の事業者を確保してください。
64	要求水準書P3 2 ①	『水たまりができないよう適切な排水処理』とありますが、雨水排水は浸透処理ですか。	排水処理の方法は事業者で検討し提案してください。
65	要求水準書P4 2 ⑦	地域活動団体等との協議できるスペースとは、何人程度を想定していますか。	10人程度を想定しています。
66	要求水準書P5 2 ⑫	『水遊び場の設置に際して、掘削等が生じる場合には、事業開始前に市と協議を行うこと』について、掘削に対する制限があるのであればあらかじめその条件をお示ください。	掘削する場合は河川法の制限がかかるので事前に協議を行うこととしております。
67	要求水準書P 5 2 ⑬	残置遊具の老朽化の検証は行っていますか。	遊具については、年一回、資格者による点検を行っております。
68	要求水準書P 5 2 ⑫、⑬	プレーパークの利用料は任意設定ですか。	市の公園施設として利用料金(使用料)を徴収することとした場合、条例に明記する必要があり、条例改正には議会の議決が必要であることから、市との協議が必要となります。
69	要求水準書P 5 2 ⑫、⑬	ウォーターパーク、プレーパークの遊具の規模や個数は任意ですか。	任意で提案してください。
70	要求水準書P 5 2 ⑫	排水を行う下水道の既存管の位置を教えてください。	別添資料を参照してください。
71	要求水準書 P6 3 ②水	水景施設については撤去可能とありますが、撤去費用の負担はして頂けるのでしょうか。	特定公園施設の整備に伴い撤去を行う場合については「市による特定公園施設の建設に要する費用の負担」に含めてご提案いただくことは可能です。
72	要求水準書P7 ②	『ボランティア団体との連携により、活動時間拡大等内容充実について検討すること』について、ボランティア団体と提案段階での話し合いをすることについては問題ありませんか。なければその窓口の連絡先を情報開示してください。	ボランティア団体との協議については、事業者決定の後で行うものこととし、提案段階での話し合いは不可とさせていただきます。

73	要求水準書P7 ②	健康遊具を除いて撤去するものとするがありますが、残置する健康遊具は移設しないものとして配置計画するという事ですか。	移設も可とします。移設した場合においても市の費用負担は上限額の範囲内とします。
74	要求水準書P7 ④	本要求水準書で示されていない遊具について、更新新設の提案も可としますが市の負担額の上限を上回らない範囲であれば、市の負担にて整備できるという解釈でよろしいでしょうか。	市が認めた場合は、市の負担となります。
75	要求水準書P8 2 ②	『公募対象園施設として、飲食機能を有する便益施設を設置すること』について、建築物ではなく移動可能なトレーラーハウスやキッチンカーにより飲食機能を運営する事は可能でしょうか。	本事業では、本公園のにぎわいづくりに資する常設運営される飲食機能を求めています。そのため、建築物を想定していますが、事業内容により提案していただくことは可能です。但し、イベント時のキッチンカーによる出店のみといった提案は認めません。
76	要求水準書P8 2 ②	公募対象施設内に施設利用者のためのトイレを設けるとありますが、特定公園施設として整備予定のトイレと兼用することは可能でしょうか。	特定公園施設として整備予定のトイレとは別に、公募対象公園施設内に設けるようにしてください。
77	要求水準書P9 2 ⑦	『地盤改良等の費用については、市と認定計画提出者との協議により、内容、手法等を決定し、市の費用負担で実施するものとする』について、設置管理許可期間が満了の際の公募対象公園施設の撤去及び更地返還に係る費用も同様に市の負担と考えてよろしいでしょうか。	公募対象公園施設の撤去は原則として事業者の負担となります。
78	要求水準書 その他	各ゾーンの整備を行う上で、安全性を確保するために一時的に園路の通行止め等の措置をとることは可能でしょうか。	市と事前に協議は必要ですが、可能です。
79	公園管理運営業務(指定管理者業務)仕様書P4 2 (1) ②	公園マネジメントとして、総括責任者と副責任者の選定がありますが、構成企業の社員で適格者という事であれば、代表企業の社員に限らないという解釈で宜しいですか。	お見込みの通りです。
80	公園管理運営業務(指定管理者業務)仕様書P4 2 (1) ②	職員の配置について、総括責任者及び副責任者については、公園への常駐が必要でしょうか。	常駐する必要はありませんが、常にどちらかに連絡がとれる体制としてください。
81	公園管理運営業務(指定管理者業務)仕様書P5 2 (3) ②	樹木について、現況の樹木の本数及び種類が判る資料をご提供して頂けますか。	現地を確認してください。
82	公園管理運営業務(指定管理者業務)仕様書P5 2 (3) ③	芝生についての表記がありますが、要求水準書による芝生の設置基準は表記されておりません。任意で設置した場合という解釈で良いですか。	お見込みの通りです。

83	公園管理運営業務(指定管理者業務)仕様書P7 2 (5)②b	施設内のごみ、空き缶及び空き瓶等の改修 ↓ 施設内のごみ、空き缶及び空き瓶等の回収 またここでいう処理とは、収集運搬までの業務であって、処分費は市が負担すると考えてよろしいでしょうか。	ゴミの処分費は事業者負担となります。
84	公園管理運営業務(指定管理者業務)仕様書P7 2 (5)②b	現在の公園施設に関するごみの処理量をご開示して頂けますか。	市内公園のごみを一括して処理しているため、親水公園単独のごみ処理量について算出していません。
85	公園管理運営業務(指定管理者業務)仕様書P8 2 (7)①	定期的な巡回などに要する安全管理要員の配置について、その他の管理運営業務に係る人員と兼務は可能でしょうか。	可能です。
86	公園管理運営業務(指定管理者業務)仕様書P8 2 (8)	市内の子育て支援団体等の活動を支援・連携しとありますが、計画提出段階から連携・協議を実施するということでしょうか。その場合、連携する団体については提案事業者が任意決定できるのでしょうか。	プレイパークの運営業務については、事業者が決定した後、市から市内の子育て団体等を紹介させていただきますので、計画提出段階においては、連携や協議の必要はありません。
87	公園管理運営業務(指定管理者業務)仕様書P8 2(9)①	旧村山快哉堂の人員配置について、常時1名以上の配置とありますが、P4 1 (2)④で休業日が出来るだけ無い様に提案とあります。ボランティア団体の活動日以外の火・水・木に常駐するという解釈で宜しいですか。また、営業時間帯は常駐し専任するという解釈で宜しいですか。	営業時間帯については、ボランティア団体の人員とは別に、1名以上を配置してください。
88	公園管理運営業務(指定管理者業務)仕様書P9 2 (10)①	トイレに使用する消耗品の補充について、どの程度の量が必要か判断する為に、現施設のトイレ消耗品補充に要した費用実績を可能な限り細目と金額の情報開示をお願いします。	左岸ゾーンのトイレの消耗品購入実績については、トイレットペーパー約300ロール、20,000円程度です。そのほか消耗品については、委託先にて用意しています。
89	公園管理運営業務(指定管理者業務)仕様書P9 2(10)②b	イベント等の臨時駐車場の取扱いについて、イベント開催時は有料としても宜しいですか。	有料とする場合、市や河川管理者との協議が必要になります。
90	公園管理運営業務(指定管理者業務)仕様書P9 2(10)③c	現在、中洲にはレンタル自転車駐輪場がありますが、この取り扱いについてご教示ください。	シェアサイクルの設置場所については市との協議は可能です。
91	公園管理運営業務(指定管理者業務)仕様書P10 3(11)	現状開催されている【志木さくらフェスタ・ノルディックウォーキング・村山快哉堂まつり・いろはの渡し・カヌー体験】は民間の自主事業とは別に開催されるのでしょうか。	お見込みの通りです。
92	公園管理運営業務(指定管理者業務)仕様書P11 4 (2)①	施設及び備品の修繕費を予算化するにあたり、過去3年にさかのぼりいろは親水公園に関する修繕費の使用実績をその目的と金額について情報を開示してください。また村山快哉堂にかかる修繕費については、本事業から対象外と考えてよろしいでしょうか。	村山快哉堂の修繕費についても10万円以下のものは事業者負担となります。

93	公園管理運営業務(指定管理者業務)仕様書P114(2)②	施設の設置目的の効果を増す工事費等とは、具体的にどのような内容を想定しているか具体的にお示しください。例えばデジタルサイネージを設置する費用等のことでしょうか。	当該質問については、本案件の特徴である、民間事業者の提案に係る部分であることから、市からの具体的な例示は控えさせていただきます。ぜひ、事業効果を高めることができる、実現可能な提案をお願いいたします。
94	いろは親水公園整備・管理運営事業基本協定書(案)(公租公課)第6条	『本事業に関連生じる公租公課は乙(民間事業者)の負担とする』とあります。特定公園施設については建設後、市に譲渡する内容となっていますが特定公園施設の公租公課についても乙の負担となるのでしょうか。	ご質問の趣旨が、特定公園施設に係る固定資産税ついてであれば、1月1日時点で工事が完了し、かつ市への譲渡前の特定公園施設には課税されません。
95	いろは親水公園整備・管理運営事業基本協定書(案)(瑕疵担保)第19条	『甲は、前条に従い譲渡を受けた特定公園施設に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めて、、、』とありますが、この相当の期間とは事業者の故意・重過失による瑕疵以外の場合は、2年と解釈してよろしいでしょうか。また2020年4月の民法改正により、『瑕疵』ではなく『契約の内容に適合しないもの』が適当であると考えますがいかがでしょうか。	ご指摘のとおり、「契約の内容に適合しない」との文言が適当ですので、訂正させていただきます。なお、期間等の定めについては、民法の規定に基づき対応することとします。
96	いろは親水公園整備・管理運営事業基本協定書(案)(工事責任者の設置)第10条・第27条	工事責任者については、設置ではなく配置という表記が正しいのではないのでしょうか。また特定公園施設と公募対象公園施設の建設業務を同一の企業が担う場合は、工事責任者の兼務について問題ないと考えてよろしいでしょうか。	工事責任者の「設置」の表記は、市の工事請負契約約款の表記にあわせたものです。兼務は問題ありません。
97	いろは親水公園整備・管理運営事業基本協定書(案)第36条4	『本条の設置許可の期間は、許可の日から10年以内とする』とありますが、本事業は20年間の事業となります。設置許可についての更新は担保されているものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
98	いろは親水公園整備・管理運営事業基本協定書(案)第51条(瑕疵担保)	『乙は、本協定締結後、事業区内で隠れた瑕疵を発見しても、甲に対して使用料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない』とありますが、例えば地中埋設物を発見した場合は、その撤去に係る費用負担については甲にあり、その対応に係る工期変更協議については甲乙協議対象と考えますがいかがでしょうか。	埋設物の程度にもよりますが、費用負担や工期変更については、甲乙協議の上、決定していくこととします。
99	いろは親水公園整備・管理運営事業基本協定書(案)第60条7	『有料施設を導入し、利用料金が発生する場合は、その扱いについて、別途市との協議とする』とありますが、仕様書によると収入は民間事業者の収入とできると読み取れますがいかがでしょうか。	市の公園施設として利用料金(使用料)を徴収することとした場合、条例に明記する必要があり、条例改正には議会の議決が必要であることから、市との協議が必要となります。なお、指定管理者制度においては、当該利用料金は指定管理者の収入とすることを想定しています。
100	その他	質問回答の時期が早く設定されていることから、計画提出までの期間に追加で質問が出てくるのが想定されます。2月の下旬にもう一度質疑回答の期間を設けていただけないでしょうか。	想定より質問数が多かったこともあることから、再度、質問の機会を設けることとします。再質問の受付期間等については、2月中に市ホームページにて公表する予定です。なお、「2月12日公表の質問の回答」と同様の質問があった場合は、原則回答いたしませんのでご注意ください。

101	-	現在施工中の河川部分の工事の完成後はどのようになりますでしょうか。図面、パース等がありますでしょうか。	別添資料を参照してください。なお、構想段階のイメージパースであるため実際と異なる場合があります。
102	-	整備期間中における既存イベント(さくら祭り等)については実施される予定でしょうか。また、事業開始後の既存イベントの取扱いはどのようにお考えでしょうか。	整備期間中の志木さくらフェスタ等のイベントの開催については、新型コロナウイルスの感染状況により実施の可否を判断します。事業開始後についても、現在実施しているイベントは開催する予定です。
103	-	公募対象区域における現在の草刈り、清掃、樹木剪定等の仕様(対象や範囲、回数等)を教えてください。	No.29を参照してください。
104	-	整備期間中の公募対象区域の草刈り等の維持管理作業はどのようにお考えでしょうか。(認定計画提出者が実施するのでしょうか。)	整備期間中の維持管理は、原則市で実施します。
105	公募設置等指針 P.2 1-(3)	ページ最下部の「※本公募では～」について、ここでいう“公園全体”というのは同ページの“公募範囲”のことを指しているという認識でよろしいでしょうか。また“公募範囲”は、P.1写真中の“公募対象区域”と同義でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
106	公募設置等指針 P.3 1-(5)	スケジュールについて、公募設置等計画の認定は6月予定となっておりますが、同ページ「(4)事業期間」の図を見ると計画の認定は5月となっております。正確には6月という認識でよろしいでしょうか。	6月を予定しています。
107	公募設置等指針 P.3 1-(4)	事業期間の図について、工事開始は設置許可を以て許可されるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
108	公募設置等指針 P.4 1-(5)	基本協定締結は8月と予定されておりますが、3ページ「(4)事業期間」の図を見ると5月となっております。8月基本協定締結が正しいとすると、設計・工事準備は基本協定締結前にとりかかることができるという認識でよろしいでしょうか。	設計準備等も含め、事業着手は基本協定締結後となります。
109	公募設置等指針 P.4 1-(6)-⑤	整備期間中の公園使用料の免除は貴市への引き渡し完了するまでという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
110	公募設置等指針 P.5 1-(6)-⑥	指定管理者の指定が貴市議会にて否決された場合、公募対象公園施設の維持管理・運営は継続して行われるという認識でよろしいでしょうか。	本案件については、公募設置管理制度と指定管理者制度を組み合わせたスキームとしております。このため、どちらか片方のみを実施することは想定しておりません。 なお、指定管理者の決定に係る議会の議決につきましては、令和3年を予定しておりますが、本案件に係る予算については令和2年12月議会で議決済みであることを申し添えます。
111	公募設置等指針 P.6 2-(1)-①-カ・キ	中洲ゾーンに引込み済みのインフラ(一次側及び二次側)の種類、容量、口径等がわかる資料、図面の提供は可能でしょうか。	別添の資料を参照してください。

112	公募設置等指針 P.7 2-(1)-①-ケ	中洲、左岸、右岸ゾーンの既存樹木の配置図、寸法、数量等がわかる資料の提供は可能でしょうか。また、併せて既存施設(パーゴラ等)や給排水(雨水・汚水)・電気設備(埋設管等含む)、現状の地盤高等のわかる資料、図面をご教示いただけますか。	樹木については現地を確認してください。
113	公募設置等指針 P.8 2-(1)-②-サ	「公園利用者が店舗を利用することによって生じる公園内のゴミの回収等については、認定計画提出者が相応の負担をする」とありますが、負担方法についてどのようなご想定をされていますでしょうか。	ゴミ処理の費用については民間事業者負担としますが、構成団体間の負担割合については任意とします。
114	公募設置等指針 P.8 2-(1)-②-ソ	「公園内に公共が公園管理者用駐車場として準備する駐車スペースの枠内での駐車は可とします」とありますが、左岸で整備を行う要求水準書P4⑧に求められている常設の駐車場も使用可能でしょうか。	可能とします。
115	公募設置等指針 P.8 2-(1)-②-タ	公募対象公園施設を市に譲渡する場合、協議によっては有償譲渡の可能性はありますか。	市が有償で譲渡を受けることは想定しておりません。
116	公募設置等指針 P.8 2-(1)-②-ツ	ここでいう「移動困難な施設設置」とは、例えばテラスに設置するベンチやテーブル等が移動できれば問題ないという認識でよろしいのでしょうか。	お見込みの通りです。
117	公募設置等指針 P.10 公募対象区域	公募対象区域に既設の駐車場及び遊具設置エリアが含まれておりませんが、P14の整備イメージでは範囲外まで整備されているように見受けられます。P10公募対象区域が誤りという認識でよろしいでしょうか。また、その場合、正しい範囲をご教示ください。	訂正しました。別添資料で参照してください。
118	公募設置等指針 P.13 2-(5)-③	「引渡し日までは、認定計画提出者にて現地の管理をしてください。」とありますが、整備完了後～引き渡しまでの期間を認定計画提出者にて管理をするという理解でよろしいでしょうか。それとも、設計期間を含め公募対象区域全体を認定計画提出者にて管理を行うということでしょうか。また、この場合において工事期間中は指定管理者と認定されないため、管理費は施工者負担という認識でしょうか。	本事業により整備する特定公園施設について、整備～引き渡しまでの期間の管理を行ってください。
119	公募設置等指針 P.13 2-(5)-③-カ	「特定公園施設に対して、認定計画提出者による設置であることを表示してください。」とありますが表示方法としてはどのような方法をお考えでしょうか。(例として施設ごとにプレートを取り付けることや、公園内にサイン等で明示するなど)	施設毎のプレートの取り付けを想定しています。
120	公募設置等指針 P.15 2-(6)-②	「市長が公用又は公益上特に必要があると認める場合においては占用料を減免する場合があります」と記載ありますが、具体的にはどのような場合に特に必要があると認められるのでしょうか。また、その場合の減免について減免率等の基準はございますか。	具体的には、事例ごとに判断することになります。
121	公募設置等指針 P.17 3-(1)-③	応募者の資格について、各業務をJVで行う場合はどちらか一方が資格要件を満たしていればよろしいでしょうか。例えば設計・監理業務をA社・B社の2社JVで行う場合、A社は構成員(=資格要件あり)B社はA社の協力企業(=資格要件なし)でも問題ないでしょうか。	差支えありません。ただし、主な連絡先はA社の構成員とする、また、打合せ等の際には必ずA社の構成員が出席するなど、A社を中心とした実施体制により事業を実施することとします。
122	公募設置等指針 P.18 3-(1)-③-ウ	「飲食店の運営や企画に関して3年以上の実績を有すること」とありますが、実績を証する書類としては具体的にどのようなものをお考えでしょうか。あわせて、賃貸借契約ではなく自社で保有、運営している場合はどのようなものをお考えでしょうか。	営業許可の写し、営業証明、税関係証明など、公的機関が発行した経営実績がわかる書類に加え、当該飲食店のパンフレット等についても、可能であれば添付をお願いします。

123	公募設置等指針 P.18 3-(1)-③-カ、キ	力において「応募法人等の内で、公募対象公園施設及び特定公園施設の設計及び監理業務を実施する法人を1社以上定めること」とありますが、力で定めた法人とキ「公募対象公園施設及び特定公園施設の建設業務を実施する法人」が同一法人でも良いのでしょうか。	要件をクリアしていれば同一法人でも可とします。
124	公募設置等指針 P.18 3-(1)-③-カ	公募対象公園施設と特定公園施設の設計及び監理を別々の法人が対応する場合、以下の資格要件が考えられますが、ご回答ください。 A.両法人とも一級建築士事務所登録と公園または広場の設計・監理実績が必要 B.少なくとも1社が一級建築士事務所登録と公園または広場の設計・監理実績が必要 C.両法人にて一級建築士事務所登録と公園または広場の設計・監理実績が必要 (例:A法人が一級建築士事務所登録あり、B法人が公園または広場の設計・監理実績あり)	別々の法人が対応する場合はAとします。但し、資格を有する一社が両方の施設に係る設計及び監理を行うことも可能です。
125	公募設置等指針 P.21	「提出書類については、A4 縦型パイプ式ファイル(左2点綴じ)に綴じ込み、目次・頁数及びインデックスを付け、分かりやすさ・見やすさに配慮してください。」とありますが、図面などA3印刷が適したものは、別冊ではなく、折り込んだ上でA4縦型パイプ式ファイルに綴じ込むとの理解でよろしいでしょうか	お見込みの通りです。
126	公募設置等指針 P.22 4公募設置等計画	公募設置等計画の提出に関し、正・副ともに応募グループが特定できるような構成団体名を明示して提出でしょうか。	正・副ともに応募グループが特定できるような構成団体名を明示して提出してください。
127	公募設置等指針 P.23 4-公募設置等計画-(7)	ご提示いただいた様式集に様式19が見当たりませんが、様式の形式は自由書式ということでしょうか。	様式19をホームページに掲載しました。
128	公募設置等指針 P.24 4-(2)-6	プレゼンテーション用の資料データに関しては、枚数等指定はございますか。	枚数についての制限はありませんが、プレゼンテーション資料の内容については、「評価の基準」に示す評価項目の順に沿って作成してください。
129	公募設置等指針 P.25 4-(3)-②	公募設置等計画作成にあたり学識経験者等への助言を求めることも検討しています。選定委員会に学識経験者等が含まれる場合、接触を避けるために委員の開示をお願いいたします。	委員の情報については、個別にお問い合わせください。
130	公募設置等指針 P.26 4-(3)-③ 事業の実施体制	「事業の実施体制」の評価の視点に「応募法人等の役割分担、実績は十分であるか」、「構成団体の財務体質は健全であるか」と記載されています。一方、選定委員会の方々には「2. 応募制限関連書類(全ての構成団体について提出)」や「3. 応募資格関係書類(該当する構成団体について提出)」は共有されないかと思われますので、「2」や「3」の内容を適宜抜粋・アピールするイメージでしょうか。ご教示ください。	お見込みの通りです。
131	公募設置等指針 P.26 4-(3)-③ 価格審査	価格審査の評価の考え方について、最も低い評価対象価格提案と当該応募者の評価対象価格点との点数差の算出方法等があればご教授ください。	評価の配点については、「評価の項目・内容」にお示した通りです。各項目の具体的な配点方法等については、選定に関わる部分であることから、非公表とさせていただきます。

132	公募設置等指針 P.28 4-(7)	基本協定は応募グループの全構成団体との締結かと存じますが、例えば、特定公園施設譲渡契約は建設費用を負担し貴市への譲渡を担当する担当企業(もしくは団体)で締結、公園全体の指定管理者も担当企業(もしくは団体)と締結という認識でよろしいでしょうか。	グループ組成の方法にもよりますが、基本的にはお見込みの通りです。いずれにしても、本事業の履行に関し、グループの代表企業が連帯して責任を負う形となるよう、基本協定やその他契約等の締結方法を甲乙協議により決定したいと考えています。
133	公募設置等指針 P.29 4-(8)-①	※「災害により施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧を行ってください。」とありますが、応急処置の費用負担はどちらとなりますでしょうか。	認定計画提出者の負担とします。ただし、リスク分担一覧表にある通り、10万円を超える場合については、市の負担とします。
134	公募設置等指針 P.29 4-(8)-①	リスク分担表において、競合施設による利用者減、収入減に関しては、民間負担となっておりますが、将来飲食施設等が市庁舎内に新設される可能性も否めません。例えば、貴市が市庁舎に飲食施設等を誘致したことによって生じる利用者減や収入減に関しては別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	市庁舎内に飲食施設を設置する予定はないことから、現時点では当該リスクについては想定していません。
135	公募設置等指針 P.29 4-(8)-①	「不可抗力」の「公募対象公園施設」に係るリスクは認定計画提出者が負担となっております。市側もご認識のとおり、「公募対象公園施設の設置対象地は、新河岸川、柳瀬川等の氾濫時の浸水想定区域」(公募設置等指針P.7)に含まれることを鑑みると、認定計画提出者側に過度なリスク負担と考えます。当該公募対象公園施設に係るリスクにつきましては貴市でもご負担いただきますよう、ご再考の程、何卒宜しくお願い申し上げます。(例:認定計画提出者負担は公募対象公園施設に係る初期投資の10%まで)	公募対象施設に係る不可抗力については、原則として、認定計画提出者が付保した保険により対応していただくことを前提とします。ただし、本事業においては、公募対象公園施設から生じる収益の一部を特定公園施設の整備費及び指定管理料に還元するスキームであることを踏まえ、大規模災害時等、市の判断により、長期間いとは親水公園を閉鎖せざるを得ないような状況が発生した場合の損害および増加費用に係る費用負担等については、いとは親水公園全体の継続的な運営、維持管理にも影響が及ぶ趣旨を鑑みて、市と認定計画提出者が協議の上、決定するものとします。
136	公募設置等指針 P.29 4-(8)-①	「引継コスト:施設運営の引継費用の負担」とありますが、具体的にどのような費用負担をご想定でしょうか。	現時点では想定していませんが、仮に費用が発生する場合は負担していただくものです。
137	公募設置等指針 P.30 4-(9)	「認定計画提出者は、設置管理許可を受けるにあたり保証金を市に預託して頂く場合があります」と記載ありますが、具体的にはどのような場合を想定されておりますか。	原則として、公募対象公園施設の撤去は事業者が実施することとなり、また、やむを得ず市が実施した場合も、その費用については事業者に請求することとなります。そのため、民間事業者の財務状況によっては、設置管理許可の際、保証金を市に預託して頂く場合があります。
138	公募設置等指針 P.31 5-(1)	「本事業と並行して公園整備に係る工事を行う」と記載ありますが、具体的にはどのような工事を予定されているのでしょうか。	ウォーキングコースの整備に伴う路面表示や看板設置等が予定されています。
139	要求水準書P.3 2-2-中州ゾーン-②	既存トイレの撤去・新設ではなく、改修を検討することは可能でしょうか。	撤去・更新をお願いします。
140	要求水準書P.3 2-2-中州ゾーン-②	「大便器ブースは原則として温水洗浄便座とすること」と記載ありますが、維持管理上かなりの故障や盗難なども考えられます。その為、あくまでも原則設置であり、事業者提案及び協議のうえ、設置しないことも検討可能でしょうか。	原則として設置することとします。ただし、運営の状況をみて、設置しない相応の理由が認められる場合は、甲乙協議の上、決定するものとします。

141	要求水準書P.3 2-2-中州ゾーン- ③	マンホールトイレの水源は何で想定されていますでしょうか。 (例:上水、井戸水、貯留ピットの設置 等)	他の既存公園のマンホールトイレは注水ピットを設置していますが、指定はありませんので事業者で検討し提案してください。
142	要求水準書P.4 2-2-中州ゾーン- ⑦	「打合せスペースを設ける」と記載ありますが、具体的には何人程度の打合せスペースを考えられていますか。	10人程度を想定しています。
143	要求水準書P.5 2-2-左岸ゾーン- ⑨	既存トイレの撤去・新設ではなく、改修を検討することは可能でしょうか。	撤去・更新をお願いします。
144	要求水準書P.5 2-2-左岸ゾーン- ⑨	「大便器ブースは原則として温水洗浄便座とすること」と記載ありますが、維持管理上かなりの故障や盗難なども考えられます。その為、あくまでも原則設置であり、事業者提案及び協議のうえ、設置しないことも検討可能でしょうか。	原則として設置することとします。ただし、運営の状況をみて、設置しない相応の理由が認められる場合は、甲乙協議の上、決定するものとします。
145	要求水準書P.5 2-2-左岸ゾーン- ⑩	マンホールトイレの水源は何で想定されていますでしょうか。 (例:上水、井戸水、貯留ピットの設置 等)	他の既存公園のマンホールトイレは注水ピットを設置していますが、指定はありませんので事業者で検討し提案してください。
146	要求水準書P.5 2-2-左岸ゾーン- ⑫	利用する水については、上水道から供給し、下水道へ排水する」と記載ありますが、ろ過器等を設置し、循環水を利用することは可能でしょうか。または、一度上水道から出た水はすべて排水しなければならないでしょうか。	循環させることも可能ですが、水質についてはNo.26を参照してください。
147	要求水準書P.6 2-2-左岸ゾーン- ⑮	「ウォーターパークと隣接して、幼児向けの遊具を設置」と記載ありますが、隣接とはどの程度をお考えでしょうか。例えば、園路や植栽地等をはさんで遊具を設置することは可能でしょうか。	安全領域を確保し、事業者で検討し提案してください。
148	要求水準書P.6 2-2-その他	「要求水準書P.9-3-2-⑦」では、地盤改良等が必要な場合は別途協議と記載ありますが、左岸の整備に関しては同様の記載が見当たりません。左岸に設置予定の公園管理施設、トイレの設置に関しては土壌改良等の必要性がないとの認識でよろしいでしょうか。また、根拠となる地質調査等は実施されていますか？	左岸については地質調査等を行っていませんが、参考として付近のボーリング調査の結果を別添で掲載いたします。P17、21、22を参照し、必要に応じて地質調査を実施してください。なお、これに係る費用については市負担額に含めて提案が可能です。当該調査の結果、地盤改良等が必要な場合も、その費用については市の負担とします。
149	要求水準書P.8 3-2-②	「必要に応じて、ベンチ等の休養施設の設置も可能とする。」とありますが、任意の特定公園施設として公募対象施設から離れた場所に設置することは可能でしょうか。尚、その場合の維持管理は指定管理業務の範囲内と考えてよろしいでしょうか。	特定公園施設としての設置は可し、その維持管理はお見込みの通りです。
150	要求水準書P.9 3-2-⑥	「ただし、市が認める場合に限り、公募対象公園施設を市に譲渡できるものとする」と記載ありますが、具体的にはどのような場合だと譲渡可能でしょうか。	その時の状況により判断しますが、例えば、施設が健全で、許可期間満了後も継続して使用が可能な場合等が考えられます。
151	要求水準書P.9 3-2-⑦	「施設利用者のための駐車場として、市役所新庁舎の駐車場の利用を認める。」とありますが、駐車料金や駐車料金割引制度についてご教示ください。また、施設利用者のための駐車場としての市役所新庁舎の駐車場の利用については、土日祝日の閉庁日も利用できるようお願いいたします。	現在、新市庁舎の建設工事中であり、現時点で駐車場の運営方法は未定ですが、新庁舎の駐車場をいろは親水公園の来訪者が利用することを想定しています。

152	要求水準書P.9 3-3-①	「年末年始等を除き、原則通年営業とするものとする」となりますが、自然災害(台風や降雪等)で営業が困難な場合も考えられますが、その場合は営業を取りやめることは可能でしょうか。	市との協議により可能とします。
153	要求水準書P.10 3-3-②	「施設内は原則禁煙とする」とありますが、従業員専用の喫煙所の整備(外部から見えないように室内に限る)は可能でしょうか。	要求水準書に示したとおり、施設内は原則禁煙としてください。
154	要求水準書P.10 3-3-②	「従業員や関係者の駐車場は、公園外を基本」と記載ありますが、飲食店の材料納品等で利用する一時的な駐車場の設置は可能でしょうか。また、駐車場の設置ではなく、歩行者が利用する園路とは別に管理用車両が乗り入れる車路を一時的に利用することは可能でしょうか。	駐車場の設置については、公募設置等指針P8のソの記載のとおりです。なお、公園利用者の安全の配慮を前提として、管理用車両が乗り入れる車路を一時的に利用することは可能とします。
155	公園管理業務仕様書P.3 2-1-(1)-④	「現在のボランティア団体による運営は継続します。」とありますが、指定管理者として行う具体業務のご想定・すみ分けにつき、ご教示ください。	施設の管理運営については、指定管理者の業務となります。ボランティア団体の主な活動については、来訪者に対する文化財の案内や解説、また、イベント等の事業の実施となります。
156	公園管理業務仕様書P.5 2-2-(3)-①	除草の対象範囲は公募対象範囲と同範囲として考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
157	公園管理業務仕様書P.5 2-2-(3)-①	除草作業で発生する発生材の処分はどのようにお考えでしょうか。	現在、市で実施している除草作業は集草から処分まで行っています。
158	公園管理業務仕様書P.7 2-2-(5)-②	中洲ゾーンの既設水景施設の維持管理について記載ありませんが、維持管理は必要ないとの認識でよろしいでしょうか。もし、維持管理が必要でしたら、仕様書、設備図面等をご教示ください。	維持管理も行っていただきます。設備図面等は都市計画課の窓口において閲覧いただけます。
159	公園管理業務仕様書P.8 2-2-(8)-⑤	貴市ではどのような保険付保をご想定でしょうか。	事業の参加者やボランティアに対する傷害保険、賠償保険を想定しています。不定期の事業とする場合は、イベント保険等による対応も想定しています。
160	公園管理業務仕様書P.8 2-2-(9)	旧村山快哉堂にて現状で行っている清掃、点検業務等の維持管理の仕様書をご教示ください。また、ボランティア団体にて行っている運営内容について具体的にご教授ください。	ボランティア団体の管理であるため、清掃等について、特段の仕様は定めていません。運営内容はNo.27を参照してください。
161	公園管理業務仕様書P.8 2-2-(9)-ア-①	旧村山快哉堂の人員配置の常時1名以上というのは、ボランティア団体運営時の同団体の人員を含めてとの理解でよろしいでしょうか。	ボランティア団体の人員とは別に、1名を配置してください。
162	公園管理業務仕様書P.9 2-2-(9)-ウ-②	「同様のサービスの補完を行うこと」とありますが、同様のサービスとは、「イ利用者への対応に関すること」に記載の2項目との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

163	公園管理業務仕様書P.9 2-2-(10)-①	左岸公衆トイレ清掃については記載の通りですが、中州トイレ清掃(仕様書P.6、2.2(3)⑤b)についても同様の仕様と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
164	公園管理業務仕様書P.9 2-2-(10)-②	高水敷の駐車場はイベント等の利用時以外は原則閉鎖とするとありますが、指定管理者で日常的に運営(入出庫管理)が可能であれば日常的な駐車場利用も提案可能でしょうか。また、駐車場料金を徴収することは可能でしょうか。	高水敷は河川区域であるため、恒常的かつ排他的な商業利用については河川管理者との協議が必要になると考えます。
165	公園管理業務仕様書P.9 2-2-(10)-③	現在、左岸ゾーンに設置しているレンタル自転車は設置場所を含め、そのまま維持されるご予定でしょうか。	設置場所については市との協議は可能です。
166	公園管理業務仕様書	公園管理事務所等の警備業務の記載がありませんが、機械警備設置も含め、提案という認識でよろしいでしょうか？	お見込みの通りです。
167	基本協定書(案)	本協定書における乙とは、応募した法人のグループを示すのか、グループの代表法人を示すのか、どちらでしょうか。	No.1を参照してください。
168	基本協定書(案) 第12条、29条	付保する保険の種類については、乙が任意で加入するものと考えてよろしいでしょうか。または、必須で加入すべき保険がある場合はご教示ください。	原則任意で結構ですが、通常の工事で加入する火災保険や建設工事保険等を想定しています。
169	基本協定書(案) 第15条	不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により、工事期間の変更を定めた場合、それに伴う乙の損害に関しては甲の負担と考えてよろしいでしょうか。	リスク分担一覧表に示したとおり、協議事項となります。
170	基本協定書(案) 第16条1項	甲の指示に基づき施工を一時中断した場合に発生する追加の経費等については甲の負担になると考えてよろしいでしょうか。	中断理由や期間に応じて追加の経費等については協議事項とします。
171	基本協定書(案) 第45条1項(2)	「契約期間は、第4条に定める事業期間とする」とありますが、第4条に事業期間の記載欄がありません。第5条の間違いでしょうか。	第5条の間違いです。訂正します。
172	基本協定書(案) 第50条	本公募では、ハザードマップで浸水想定区域に含まれている区域に公募対象公園施設として飲食施設設置を必須としております。風水害等での損害について賠償する責めを負わないとありますが、別表のリスク分担表に基づき再考いただくことは可能でしょうか。	不可抗力のリスク分担については、原則として認定計画提出者が付保した保険により対応していただくことを前提とします。ただし、大規模災害が発生した場合の損害および増加費用に係る費用負担等についてはいろいろは親水公園全体の継続的な運営、維持管理にも影響が及ぶ趣旨を鑑みて、市と認定計画提出者が協議の上、決定するものとします。
173	基本協定書(案) 別表	「公募設置等指針」P.29には「運営リスク: 公園の指定管理業務に関して市の指示による業務中止・休業等に伴う運営リスク」は市が負担とあります。記載漏れという認識でよろしいでしょうか。	記載漏れです。訂正します。

174	様式13~18	公募設置等計画の各様式の提案枚数については、特に注意事項に記載がない場合を除き、提案枚数は自由という認識でよろしいでしょうか。	枚数に制限はありません。
175	様式14-4-(2)-②	「主要対象顧客、年間集客数、売上高(客単価、年間売上高)、提供内容(プログラム、価格等)、営業日、営業時間等の施設利用に関する事項」とありますが、飲食店は特に経済状況他の影響を受けやすい業態となります。営業開始後の状況を鑑み、提供内容・営業日・営業時間等につきましては柔軟に変更協議に応じて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	提供内容・営業日・営業時間等につきましては、営業開始後の状況を鑑み、変更協議は可能です。ただし、公募対象公園施設における飲食機能は、本案件の中心となる事業であることから、大幅な営業時間の縮小等が生じないよう、提案を行ってください。
176	様式14-4-(3)	『「施設所有者」及び「経営事業者」については、応募法人グループの構成団体としてください。』とありますが、昨今のコロナ禍もあり、特に飲食店経営を行う「経営事業者」の超長期の確約は非常に困難な状況となっております。「施設所有者」として空室リスク負担をする前提で、「経営事業者」の柔軟な変更方法につき、どのようなお考えでえられるかご教示ください。	本事業においては、本公園のにぎわいづくりに資するため、公募対象公園施設に飲食機能を有する便益施設を設置することを必須提案としています。このため、経営事業者を、応募法人グループの構成団体とすることを求めています。事業期間の途中において、経営事業者が変更となることを妨げるものではありません。ただし、本公園のにぎわいづくりの趣旨からも、公募対象公園施設が空き室となった場合も、速やかに次の経営事業者を確保してください。
177	様式16-4-(4)-①	記載事項に施設名等がありますが、一覧表等で施設ごとの記載をすればよろしいでしょうか。また、ここで記載する施設とは、例えば柵や車止め等も含め、新たに整備するすべての公園施設という認識でよろしいでしょうか。	当該様式に「別添のとおり」と記載し、別添資料により対応することは可能です。なお、記載する施設については、工作物ごとではなく、複数の工作物により構成される施設については、1つの施設として記載していただくことも可能ですが、その場合も、図面等で工作物の構成が分かるようにしてください。
178	様式16-4-(4)-②	記載事項に施工計画の項目がありますが、どの程度の施工計画をお示しすればよろしいでしょうか。	施工計画の記載項目については任意としますが、公園利用者や周辺住民等に影響があると考えられる作業工程等については、必ず記載するようにしてください。
179	様式19	公募対象公園施設の資金計画及び収支計画は、飲食事業者をテナントとする賃貸スキームで提案する場合、A代表構成団体による賃貸事業B飲食事業者による飲食事業の双方の資金計画及び収支計画を提出すべきでしょうか。	A代表構成団体による賃貸事業、B飲食事業者による飲食事業の双方の計画を提出してください。
180	様式20	設置許可使用料単価(提案金額)は、税込となるのでしょうか。それとも非課税対象でしょうか。	使用料については税込です。
181	様式21	提案額(総額)は、税込となるのでしょうか。	税込みとなります。